

ベトナム農業の強み

自然災害  
(大雪・台風)  
が少ない

国を挙げて  
農業に  
取り組む

経済成長著しいベトナムで  
農業ビジネスをお考えの方へ。

# ひと味違う 農業研修 in ベトナム

現地法人がある渡辺パイプ  
だからこそ「知りたいこと」  
に答えられます!

国民の平均年齢が30歳という「若者の国」ベトナム。

近年、ベトナムでは急激な経済成長に伴い、  
安全安心な農産物へのニーズが高まっています。

減農薬を始めとする「美味しく、安全な農作物」をつくる経験が豊かな日本の営農家の皆さまにとっては、  
まさにビジネスチャンス。「ひと味違う農業研修 in ベトナム」をきっかけに、海外進出に挑戦してみませんか。

現地駐在員が  
進出に対して徹底サポート

渡辺パイプの現地駐在員が進出に対して  
徹底サポート。ビジネスについてはもちろん、  
日常生活に関わることでもお気軽にご相談  
いただけます。

ポイント  
1

官公庁訪問で現地の  
生の声を聴くことができる

公的機関や進出日系営農家様から、進出  
に関する優遇措置や注意事項の説明の  
ほか、現地での失敗談や成功例など、生の  
声を直接聞くことができます。

ポイント  
2

ベトナム中小企業  
営農家の視察ができる

ベトナムで実際に成果を上げている農場を見  
学できるので、栽培に必要な情報はもちろん、  
市場や考え方の違いなど、現地のビジネスに  
ついては知る事ができます。

ポイント  
3

4泊  
6日 12月16日  
~21日

旅行代金 大人お1人様あたり

¥278,000

2名1室  
利用

¥319,000

1名1室  
利用

燃油サーチャージ/8,540円 2019年10月1日現在  
成田空港施設使用料・保安料(2,660円)航空保険特別料金(2,350円)及び  
国際観光旅客税(1,000円)が別途必要となります。  
2名1室 エコノミークラス利用

(写真は全てベトナムの農場イメージ:渡辺パイプ提供)



日本式の施設園芸  
栽培を徹底サポート。



農業研修はもちろん、  
当地のマーケットも  
学べます。

# 研修旅行日程表(予定)

月日	地名	現地時間	交通機関	スケジュール	朝食	昼食	夕食
1 12月16日(月)	成田空港発 ハノイ空港着	10:00 14:25	VN311 専用車	空路、ハノイへ(約6時間25分/時差-2時間)到着後、通関～到着ロビーへ 渡辺パイプ(株)現地事務所訪問 市内レストランで夕食			○
2 12月17日(火)	ハノイ滞在	終日	専用車	ホテルにて朝食 <b>ハノイ近郊の農場視察</b>	○	○	○
3 12月18日(水)	ハノイ発 ダラッド着	午前 12:00 14:00	専用車 VN1577	ホテルにて朝食 <b>ハノイ近郊の農場視察</b> 国内線でダラッドへ 到着後、ホテルへ 市内レストランで夕食	○	○	○
4 12月19日(木)	ダラッド滞在 ダラッド発 ホーチミン着	終日 21:35 22:30	専用車 VN1383	ホテルにて朝食 <b>ダラッド近郊の農場視察</b> 国内線でホーチミンへ 到着後、レストランで夕食	○	○	○
5 12月20日(金)	ホーチミン滞在	終日	専用バス	ホテルにて朝食 <b>ホーチミン近郊の農場視察</b> レストランで夕食、空港へ	○	○	○
6 12月21日(土)	ホーチミン発 成田空港着	00:15 07:45	VN300	ホテルからバスで空港へ 出国手続き、空路、帰国の途へ(5時間30分/時差+2時間) 到着後、通関～到着ロビーへ			×

★出発・到着時刻の目安

早期	朝	午前	昼	午後	夕刻	夜	深夜
4:00	6:00	8:00	12:00	13:00	16:00	18:00	23:00

★食事の表記：○は食事も、機内は機内食  
★VN: ベトナム航空

## 募集要項

- 旅行期間：2019年12月16日(月)～12月21日(土) 6日間
- 募集人員：12名(最少催行人員:10名)
- 旅行代金：278,000円(2名1室利用の1名当たり)  
※1名1室利用の場合、追加代金:41,000円
- 宿泊ホテル：【ハノイ滞在中】ハノイホテル  
【ダラッド滞在中】ドゥハルクホテル ダラッド  
【ホーチミン滞在中】ロイヤルホテル サイゴン
- 食事条件：朝4回、昼4回、夕5回(機内食はこの回数に含まれません)

※本コースは相部屋(男女別)をお受けいたします。他に相部屋希望の方がいらっしゃらないなど、部屋をお一人で利用される場合でも一部部屋追加代金はいただきます。

- 利用予定航空会社：ベトナム航空(エコノミークラス利用)
- 添乗員：同行しません。  
(渡辺パイプ社員が同行し、現地ガイドがご案内させていただきます。)
- 申込締切：2019年11月8日(金)  
ただし満員になり次第締切ります。

## 海外旅行傷害保険加入のすすめ

安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で海外旅行保険に加入することをお勧めします。

※お申し込みの際には、詳しい海外募集企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認の上、お申し込みください。

## ご旅行条件 (要約)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

本旅行は株式会社近畿日本ツーリスト首都圏が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

- お申し込み  
(1)申込書に必要事項を記入の上、FAXもしくはご郵送ください。同時に参加申込金50,000円を下記口座にお振込みください。  
\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。  
(2)旅行代金のお支払い(旅行代金の残金は2019年11月29日までに振込みください。)  
(3)通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。

【振替口座】  
三井住友銀行 ひなぎ支店 (普) 2890299 株式会社近畿日本ツーリスト首都圏

- 旅行代金に含まれるもの  
①航空運賃:日程表に記載された区間(エコノミークラス)、(※この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金 燃料油・チャージ・航空保険料は含まれません。付加運賃・料金は原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。) ②宿泊代金:ホテル・ツインルーム(2人1部屋利用)バストイレ付 ③食事代金:日程表に明記の食事代金(朝4回、昼4回、夕5回、この回数の機内食は含まれません) ④視察費用:日程表に記載の視察関連費用 ⑤観光代金:日程表に記載された観光時のガイド代、入場料金 ⑥バス代金:空港ホテル間の送迎バス料金、観光バス料金 ⑦団体行動中の税金・チップ ⑧手荷物運送代金:お一人につき一個のスーツケースなど(お持ちした大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずねください。)  
※上記代金はお客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。  
旅行代金算出基準日:2019年10月1日

- 旅行代金に含まれないもの  
上記以外に旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。  
①旅券印紙代:紙紙代有効期限5年もの¥11,000、有効期限10年もの¥16,000 ②個人的性格の費用:飲物代、クリーニング代、電話代など ③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行傷害保険料 ⑥空港施設使用料・保安料(2,660円)航空保険特別料金(2,350円)国際観光旅客税(1,000円)燃料油・チャージ(8,540円)2019年10月1日現在) ⑦添乗員代金 ⑧出国記録書作成などの渡航手続代行料金(1)旅券申請書の作成代行(4,320円)  
(2)日本の税関申告書の作成代行(1,100円)上記の換算額は2019年10月1日を基準にしています。

- 日本国籍の方の旅券・査証について  
(1)旅券(パスポート):出国時6ヶ月以上の残存が必要。  
(2)査証(ビザ):今回の旅行には必要ありません。ベトナム出国日から30日以内にベトナムに再入国する場合は査証が必要(外交・公印は除く)。  
(3)日本国籍以外の方は、自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

- 保健衛生について  
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページhttp://www.forth.go.jp/でご確認ください。  
■旅行代金・追加旅行代金  
①旅券印紙代、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②ビジネスクラス追加代金、③延泊による宿泊代金などがあります。

■取消料のかかる場合  
(お客様による旅行契約の解除) お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日以前から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金の全額

- 個人情報の取扱いについて  
(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。  
(2)お客様よりご旅行をお申し込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客様の連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催者会社等を含む)に提供いたします。  
(3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。

- (4)当社は旅行先でお客さまの買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までお知らせください。  
(5)上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については当社の店頭またはホームページでご確認ください。

- 当社の責任  
当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、暴動、暴走、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。)

- お客様の責任  
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様が損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

- 特別補償  
当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業法特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、旅行用品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度額は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われず旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場面に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

- 旅程保証  
旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業法(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 募集型企画旅行契約約款について  
この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

パンフレット作成日 2019年10月10日 管理番号:海外 0440-1910-0004

## 旅行に関するお申込み・お問合せは

旅行企画・実施

### 株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 千葉支店

観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 〒260-0013  
旅行業公正取引協議会会員 総合旅行業務取扱管理者:児玉靖生、橋本浩、金子政教 千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル6階

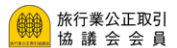
TEL:043-227-9451

FAX:043-222-9770

「渡辺パイプ」農業研修係  
担当:宮嶋・久良木



- 営業日・営業時間は月～金曜日の9:30～17:30(土・日・祝日休)
- 休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出は対応できませんので、翌営業日の受付となります。
- 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行の契約に際し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。



## 研修プログラムに関するお問合わせは

研修プログラム企画

### 渡辺パイプ株式会社 グリーン事業部

〒104-0045 東京都中央区築地5-6-10 浜離宮パークサイドプレイス16F(受付6F)

TEL:03-3549-3079 FAX:03-5565-6380

現地プログラム・セミナーについてのお問い合わせ先 担当:近藤

WEBサイト http://www.sedia-green.co.jp

メールでのお問い合わせ green@sedia-system.co.jp